

## F A O / W H O 合同食品規格計画

## 第 14 回食品輸出入検査・認証制度部会

日時 : 2005 年 11 月 28 日 ( 月 ) ~ 12 月 2 日 ( 金 )

場所 : メルボルン ( オーストラリア )

## 仮議題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3 .	ステップ 4 における規格原案及び関連文書の検討
(a)	食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドラインの付属文書原案
(b)	リスクベースによる輸入食品の検査のための原則及びガイドライン原案
(c)	食品輸出入検査・認証制度におけるトレーサビリティ/プロダクトトレーシングの適用のための原則原案
(d)	公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン改訂原案
4 .	輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン改訂についての討議資料
5 .	食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドラインの付属文書「輸出入国間での技術的援助と協力の必要性に関する情報」の作成についての討議資料
6 .	その他及び今後の作業
7 .	次回の開催日時及び開催地
8 .	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画 (CODEX)  
第 14 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) の主な検討議題

日時：2005 年 11 月 28 日 (月) ~ 12 月 2 日 (金)

場所：メルボルン (オーストラリア)

主要議題の検討内容

3. ステップ 4 における規格原案及び関連文書の検討

(a) 食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドラインの付属文書原案

第 13 回部会において、第 26 回総会において採択された「食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン」(CAC/GL 53-2003)の実施に資するように、より具体性をもたすための付属文書の策定を段階的に検討していくことで合意された。具体的には、下記の 6 項目のうち、  
、  
及び について作業を行うこととなり、 については米国が資料を作成し討議を行うこととなった (5 参照)。

同等性認定の対象となる措置の特定

同等性認定のための要請文書

同等性認定のための輸出国への現地訪問の条件

比較の客観的根拠の決定

同等性の判断過程における詳細項目

輸入国による技術支援にかかわる情報

その後、本年 9 月、  
、  
及び について米国を議長とする作業部会を開催し、我が国も参加して原案を策定したものである。作業部会では、

の順に議論を行ったところであるが、時間的な制約もあり、 については十分な議論ができなかったところである。

食品の輸入大国である我が国としては、S P S 協定に定める同等性の原則を考慮しつつ、既存のガイドラインがより実効性のあるものとなるよう対処したい。

(b) リスクベースによる輸入食品の検査のための原則及びガイドライン原案

第 12 回部会において、米国から新規作業として食品安全に求められるリ

スクをベースにした輸入食品の検査のためのガイドライン作成の提案がなされたものであり、第 13 回部会でパラごとに議論を行ったが、原案の更なる見直しを行うことで合意され、本年 9 月に米国を議長とする作業部会を開催し、我が国も参加して原案を策定したものである。

本原案は、輸入食品の輸入時のリスクをベースにした食品安全管理に係る検査を遂行するためのガイドラインを確立することを目的としており、作業部会では、

- ・ 「食品輸入管理システムガイドライン」(CAC/GL 47-2003)が本原案の目的の骨格となることから本原案は CAC/GL47-2003 の附属文書とすること
- ・ ランダムサンプリングからロットごとの検査に至るなど、輸入食品の適切な食品安全管理における検査頻度と検査内容は、国際的整合性と科学性を考慮してリスクレベルに応じて決定すること
- ・ リスクレベルの決定要因には、食品の本来的リスクとコンプライアンス歴が影響すること

などの事項が検討された。

我が国としては、基本的には本案を支持しつつ、輸入国の観点から食品の安全性確保が適切に図られるよう対処したい。

### (c) 食品輸出入検査・認証制度におけるトレーサビリティ/プロダクトトレーシング (T/PT) の適用のための原則原案

第 10 回部会以降議論されてきたところであるが、第 27 回総会で定義が定められたことに伴い、第 13 回部会において、「原則」の策定について合意し、第 28 回総会で新規事業として承認されたことから、本年 9 月にオーストラリアを議長とする作業部会を開催し、我が国も参加して原案を策定したものである。

我が国としては、各国の食品輸出入検査・認証制度において T/PT が導入されることは、食品の安全確保のために違反等発生時の遡り調査を行う観点から望ましく、また本原案が、対象を食品の安全性に限定せず、食品貿易の適正な実施の確保等(消費者の信頼確保)も含むべきものとされていることから、支持できると考える。

他方で、本原案の対象を食品の安全のみに限定しようという意見や、生産段階( primary production )を除外すべきなどの意見が見込まれることから、それぞれの懸念に応えることにより対象が限定されないよう対応してまい

りたい。

#### (d) 公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン改訂原案

本改訂原案は、第 12 回部会において「公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン」(CAC/GL 38-2001)をより精巧なガイドラインとするための見直しを行うこととされ、第 13 回部会において、ガイドライン改訂の新しい作業に着手する提案を支持し、第 28 回総会において新規作業として了承され、米国が中心となり我が国も参加した作業部会により作成されたものである。

本改訂原案は、定義の明確化、文言の統一、不要と考えられる規定の削除等の見直しについて、第 28 回総会で本ガイドラインの付属資料として添付することが了承された「電子証明のための原則素案」(ALINORM 05/28/30-Appendix )との整合性も図るものであり、我が国の輸出入制度との整合性を踏まえ、基本的に本案を支持することとしたい。

#### 4. 輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン改訂についての討議資料

既存のガイドライン「輸入食品の不合格品についての情報交換のためのガイドライン」(CAC/GL 25-1997)の改訂の必要性を明確に証明するために、インドを中心とした作業部会が準備した討議資料で、第 14 回部会において新規の作業にするか否かを検討するものである。

ガイドライン改訂の提案理由としては、情報交換の原則の効果を向上させ、一貫性を維持するためにデザインされた追加コンセプトを組み込むこと、「食品の緊急事態における情報交換のためのガイドライン」(CAC/GL 19-1995, Rev.1-2004)に合わせた各条の整理を行うことなどがあげられている。

我が国は、輸入国としての立場から、これまでも輸出国への不合格品に関する情報を提供しているところであり、本討議が輸出国における衛生対策の向上に資するものとなるよう適宜対処することとしたい。

#### 5. 食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドラインの付属文書「輸出入国間での技術的援助と協力の必要性に関する情報」の作成についての討議資料

食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドラインの付属文書原案の策定における検討事項である「輸入国による技術支援にかかわる情報提供」について、コーデックス執行委員会の勧告、食品の検査認証に係る他のコーデックスのテキストで引用されている技術的援助・協力の必要性をベースとして、米国が準備した討議資料である。

開発途上国に対する技術的援助については、FAO 及び WHO に責務があるとしながらも、食品の検査認証における技術的援助・協力における本質的問題であるとして、同等性を認定する上で必要な食品管理システムを構築するため、情報交換、技術協力、インフラ整備などの技術的援助・協力に係る要件を討議する。

我が国は、輸入国としての立場から、これまでも輸出国への情報提供や技術支援を行っているところであり、本討議が輸出国における衛生対策の向上に資するものとなるよう適宜対処することとしたい。

(別添 1)

**食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）の所掌する規格**

Principles for Food Import and Export Inspection and Certification (CAC/GL 20-1995)

「食品輸出入検査認証の原則」

Guidelines for Food Import Control Systems (CAC/GL 47-2003)

「食品輸入管理制度に関するガイドライン」

Guidelines for the Design, Operation, Assessment and Accreditation of Food Import and Export Inspection and Certification Systems (CAC/GL 26-1997)

「食品輸出入検査認証制度の設計・運用・評価・認定に関するガイドライン」

Guidelines for the Development of Equivalence Agreements Regarding Food Import and Export Inspection and Certification Systems (CAC/GL 34-1999)

「食品輸出入検査認証制度についての同等性に関する合意の形成に関するガイドライン」

Guidelines on the Judgement of Equivalence of Sanitary Measures Associated with Food Inspection and Certification Systems (CAC/GL 53-2003)

「食品検査認証制度に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン」

Guidelines for Generic Official Certificate Formats and the Production and Issuance of Certificates (CAC/GL 38-2001)

「公式証明書の一時的フォーマットおよび証明書作成と発行に関するガイドライン」

Principles and Guidelines for the Exchange of Information in Food Safety Emergency Situations (CAC/GL 19-1995, Rev.1-2004)

「食品安全性の緊急事態における情報交換に関する原則とガイドライン」

Guidelines for the Exchange of Information Between Countries on Rejections of Imported Food (CAC/GL 25-1997)

「輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン」

(別添 2)

## AGREEMENT ON THE APPLICATION OF SANITARY AND PHYTOSANITARY MEASURES

### 衛生植物検疫措置の適用に関する協定

#### Article 4: Equivalence

#### 第四条 措置の同等

1. Members shall accept the sanitary or phytosanitary measures of other Members as equivalent, even if these measures differ from their own or from those used by other Members trading in the same product, if the exporting Member objectively demonstrates to the importing Member that its measures achieve the importing Member's appropriate level of sanitary or phytosanitary protection. For this purpose, reasonable access shall be given, upon request, to the importing Member for inspection, testing and other relevant procedures.

加盟国は、他の加盟国の衛生植物検疫措置が、当該加盟国又は同種の製品の貿易を行っている第三国（加盟国に限る。）の衛生植物検疫措置と異なる場合であっても、輸出を行う当該他の加盟国が輸入を行う当該加盟国に対し、輸出を行う当該他の加盟国の衛生植物検疫措置が輸入を行う当該加盟国の衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成することを客観的に証明するときは、当該他の加盟国の衛生植物検疫措置を同等なものとして認める。このため、要請に応じ、検査、試験その他の関連する手続のため、適当な機会が輸入を行う当該加盟国に与えられる。

2. Members shall, upon request, enter into consultations with the aim of achieving bilateral and multilateral agreements on recognition of the equivalence of specified sanitary or phytosanitary measures.

加盟国は、要請に応じ、特定の衛生植物検疫措置の同等の認定について、二国間又は多数国間で合意するために協議を行う。

(別添 3)

CX/FICS 05/14/5

Attachment 1

**食品輸出入検査・認証制度における手法としての  
トレーサビリティ/プロダクトトレーシングに関する原則暫定原案（仮訳）**

**第1章 はじめに**

1. 食品の安全性や適合性に対する消費者の信頼は、ある部分、権限のある当局の行う食品検査認証制度の有効性によりもたらされる。
2. コーデックス委員会のふたつの委任事項を考慮すれば、トレーサビリティ/プロダクトトレーシングは、食品由来の危害や欺まんの商業行為からの消費者保護に寄与するため、また、正確な製品説明に基づいた貿易の促進を図るために、必要な時及び場合に、食品検査認証制度において適用され得る1つの手法(tool)である。

**第2章 目的**

3. この文書は、権限のある当局が自国の食品検査認証制度における手法として、トレーサビリティ/プロダクトトレーシングを活用する際の助けとなる一連の原則について述べている。この文書とともに、コーデックスの全ての関連文書を参照すべきである。

**第3章 定義**

検査とは：要件に適合していることを証明するために行う、食品の調査もしくは食品、原材料、加工及び流通の管理制度の調査を指し、製造段階の製品及び最終製品の試験を含む。

認証とは：公的認証機関および公的に認められた機関が、食品もしくは食品管理制度が要件に適合していることについて、書面による保証またはそれに相当する保証を与える手続きを指す。食品の認証は、必要に応じて、継続的なオンライン検査、品質保証制度の監査及び最終製品調査を含む一連の検査活動に基づいて行うことができる。

同等性とは：異なる検査認証制度が同一の目的を達成できることを指す。



トレーサビリティ/プロダクトトレーシングとは：生産、加工及び流通の特定段階を通じて、食品の動きを追跡する能力を指す。

## 第4章 原則

4. これらの原則は、食品検査認証制度において、権限のある当局により用いられる手法としてのトレーサビリティ/プロダクトトレーシングについての全般、正当性、デザイン及び適用に関する事項を対象とする。

### 全般

5. トレーサビリティ/プロダクトトレーシングは、上記に定義したとおり、権限のある当局が食品検査認証制度において活用しうる数ある手法のひとつである。
6. 輸入国は、場合によっては、トレーサビリティ/プロダクトトレーシング手法を含まない食品検査認証制度が、同手法を含む食品検査認証制度と同じ目的を達成し、同じ成果を生むことがある（例えば、食品安全に関する場合、同じ保護水準を与える）ことを考慮すべきである。
7. 輸入国が用いるトレーサビリティ/プロダクトトレーシング手法を、輸出国が同様に用いることを義務とすべきでない。

### 正当性

8. 権限のある当局がトレーサビリティ/プロダクトトレーシング手法を適用する目標は、食品検査認証制度における措置あるいは要件に関し必要と思われる処置の効果を高めることである。
9. トレーサビリティ/プロダクトトレーシングは、食品安全性に関して適用される際は、適切な措置や要件と組み合わせない限り、食品安全性の成果を向上させる手法とはならない。トレーサビリティ/プロダクトトレーシングは、例えば、食品安全に関する問題に関連し得る食品事業者や顧客の情報を提供し製品の回収/撤去を可能とすることにより、関連する食品安全のための措置の効果・効率を高めることに寄与し得る。
10. トレーサビリティ/プロダクトトレーシングは、食品検査認証制度において適用される際は、製品の信憑性や製品についての情報の正確性（例えば、原産地、有機農法、

コシャー・ハラールなど宗教に関する事項)に関する信頼を強化することにより、欺まんの商業行為からの消費者保護や正確な製品説明に基づいた貿易の促進に寄与し得る手法である。

11. いずれの場合においても、トレーサビリティ/プロダクトトレーシング手法は、食品検査認証制度の中で、正当化されなければならない。また、トレーサビリティ/プロダクトトレーシングの目標、目的及び内容が、明確に記述されなければならない。

## デザイン

12. トレーサビリティ/プロダクトトレーシング手法は、食品検査認証制度の目的に照らして、フードチェーン(生産から流通まで)の全段階または特定の段階を対象とする。
13. トレーサビリティ/プロダクトトレーシング手法は、食品検査認証制度の目的に照らして、フードチェーン(生産から流通まで)のどの特定の段階においても、当該食品がどこから来て(一段階遡及)どこへ行ったのか(一段階追跡)を確認できなければならない。
14. トレーサビリティ/プロダクトトレーシング手法を含む食品検査認証制度の目的、対象及び関連する手続きは、透明性を保ち、要請に応じ輸出国の権限のある当局に提供されなければならない。

## 適用

15. トレーサビリティ/プロダクトトレーシングの適用に当たっては、発展途上国の実行可能性を考慮に入れるべきである。
16. トレーサビリティ/プロダクトトレーシング手法が適用される食品検査認証制度は、必要以上に貿易制限的であってはならない。
17. トレーサビリティ/プロダクトトレーシング手法の適用は、食品検査認証制度において、実用的、技術的に実行可能及び経済的に実現可能であるべきである。
18. 食品検査認証制度において、トレーサビリティ/プロダクトトレーシング手法を適用するか否か、また、どのように適用するかを決定する際は、権限のある当局は、食品安全に関するリスクの評価及び/もしくは対象となる可能性のある欺まんの商業行為の特徴を考慮すべきである。